「楽天でんき Business」サービス利用規約

この規約(以下「本規約」といいます。)は、お客さまが「楽天でんき Business」として電気の小売供給を受ける電気需給契約(以下「需給契約」といいます。)または当社が他の小売電気事業者の小売供給契約に係る取次ぎをする場合に、これらに関連したサービス利用条件(以下「本サービス」といいます。)を定めたものです。

本サービスの利用にあたっては、本規約に定めるほか、これに関する「運用ガイド」等(これらを総称して以下、「本規約等」といいます。)が適用されるものといたします。

なお、本サービスに係る契約(以下「本契約」といいます。)は、あらかじめお客さまが本規約を承認のうえ、当社所定の方法により申込み、当社がその申込みを承諾したときに成立いたします。

第1条 (本サービスの内容)

- 1. 本サービスの内容は、次のとおりといたします。
- (1) 電気の使用合理化等に係るエネルギーマネジメントサービス
- (2) エネルギーコンサルティングサービス
- (3) 当社以外の小売電気事業者に対する小売供給契約の取次ぎ、または電気料金の支払い代行サービス(以下、これらを総称して「取次契約」といいます。)
- (4) 契約電力超過保証サービス(以下「ピークオーバー保証サービス」といいます。)
- (5) マイページ利用サービス
- (6) 送客および集客支援サービス(当社および当社の関係会社の全事業の顧客が対象となります。)
- (7) 各種サービスの集金代行サービス(当社および当社の関係会社の全事業のうち,当社が本規約の規定において指定するものに限ります。)
- (8) 二酸化炭素(CO₂)クレジットサービス(以下「CO₂クレジットサービス」といいます。)
- (9) 前各号に付随するサービス
- 2. 当社は、本サービス利用条件を変更するため、本規約等を変更することがあります。この場合には、本規約に定めるサービス利用条件は、変更後の「楽天でんき Business」サービス利用規約によります。なお、本規約等の変更によりお客さまに損害が生じたとしても、当社は、当該損害に係る一切の責任を負いません。

第2条 (本サービスの利用料および支払い)

- 1. お客さまは、本サービスの利用料として、当社が別途定める料金を支払うものといたします。
- 2. 当社は、お客さまに対し、当月分の利用料の請求書を翌月に当社が指定した方法により 開示し、お客さまは、その開示した日が属する月の翌月末までに、当月分の利用料につい て当社が別途定める方法により支払っていただきます。なお、この支払に係る手数料は、 お客さまの負担といたします。



- 3. 当社が電気の小売供給契約に係る取次ぎをする場合のお客さまの電気料金は、原則として本サービス利用料に含まれるものとし、当社は、当社以外の小売電気事業者に対し、所定の電気料金を支払います。
- 4. お客さまが利用料の支払いその他本契約にもとづく債務の支払を怠ったときは、支払うべき期日の翌日から完済の日に至るまでに支払うべき金額に対して年利10パーセント(閏年の期間を含む期間についても、年365日の割合によります。)の割合による延滞利息を当社に支払っていただきます。

第3条 (領収データ)

当社は、前条にもとづき本サービスの利用料が支払われた後すみやかに、当社が当該支払 いについて電子的に保持している領収データをお客さまが閲覧できるようにいたします。

第4条 (情報の提供)

- 1. 当社は、お客さまの電気需給に関する情報を、本サービスの提供に必要な範囲で、当社 以外の小売電気事業者または一般送配電事業者に提供できるものといたします。また、需 給契約がお客さまと当社以外の小売電気事業者との間で締結されている場合においては、 当社がお客さまの代理人としてお客さまの電気需給に関する情報を受領し、かつ、これを 当社以外の小売電気事業者に提供することにつき、お客さまにはあらかじめ承諾していた だきます。
- 2. 当社がお客さまの電気需給に関する情報を利用して、お客さまに対する本サービスの提供および本サービスの向上に資する分析に利用することにつき、お客さまにはあらかじめ承諾していただきます。
- 3. お客さまは、前項の情報に変更が生じた場合は、すみやかに当社所定の手続きにより登録情報を変更していただきます。
- 4. お客さまが、本条第1項および第3項に定める情報の届出または変更を怠ったため、当社からの通知が延着し、または到達しなかった場合、当該通知は、通常到達すべき日時に到達したものとみなします。また、お客さまが届出または変更を怠ったためにお客さまに生じた損害(本サービスの提供遅延または不能による場合を含みます。)について、当社はその責任を負いません。
- 5. 当社は、当社以外の小売電気事業者とお客さまとの間の電気需給契約等の締結に係るお客さまの代理人をする場合、当社以外の小売電気事業者のために当社がその名義でお客さまとの間で電気の小売供給契約を締結する場合についても、電気事業法第2条の13第1項に規定する小売供給に係る料金その他の供給条件をお客さまに説明(以下、単に「供給条件の説明」といいます。)いたします。
- 6. 当社は、前項に定める供給条件の説明をお客さまに実施した後遅滞なく、電気事業法第2条の13第2項に定める契約締結前交付書面について、当社が指定した電磁的方法(当社ホームページ、マイページサービス、電子メール等のインターネットを利用する方法をいいます。)によりお客さまに交付するとともに、お客さまと小売供給契約を締結したときは、遅滞なく、電気事業法第2条の14第1項に定める契約締結後交付書面を電磁的方法により交付いたします。
- 7. 供給条件の説明,契約締結前交付書面の交付および契約締結後交付書面の交付について, 電気事業法施行令第2条第1項ならびに同法施行規則第3条の14および第3条の15に則



り、書面に代えて、当社が指定した電磁的方法を用いて行うことについて、お客さまにあらかじめ承諾していただきます。

第5条 (確認事項)

- 1. お客さまが本契約締結以前に、当社以外の小売電気事業者との間で締結した電気需給契約にもとづく電気料金その他当社以外の小売電気事業者に対して生ずる一切の債務については、本契約締結以前に、お客さま自らの費用および責任で当社以外の小売電気事業者に支払うものとし、本契約締結後、当社と当社以外の小売電気事業者との間で一切の債務負担がないことを確認いたします。なお、万一、本契約締結後、本契約締結以前の取引を原因とする債務が発覚した場合には、当該債務についてお客さまは、自らの費用および責任のもとで当社以外の小売電気事業者に対して支払うものといたします。また、お客さまが本項に違反して当社に損害を生じさせた場合、当社は、その損害賠償をお客さまに請求できるものといたします。
- 2. 当社以外の小売電気事業者または一般送配電事業者からお客さまに対する電気の供給がまったくない月(当月の使用電力量が零キロワット時となる月をいいます。)については、当社以外の小売電気事業者もしくは一般送配電事業者から当社またはお客さまに請求される「流通費用調整額」について、当社は、当社との需給契約における料金から同額を相殺して請求いたします。
- 3. お客さまは、本サービスにおいて電力量パルスを使用する設置機器一式(以下「設置機器」といいます。)を設置する場合には、自らの責任と費用によりこれを行うものといたします。この場合、設置機器に関して、当社が小売電気事業者または一般送配電事業者から金銭の支払いその他必要な対応を請求された場合には、お客さまは当社に対し、当該金銭相当額の支払いその他必要な対応を行うものといたします。
- 4. お客さまが次の各号のいずれかの事由に該当する場合,当社は,本サービスの提供をお断りすることがあります。
 - (1) 申込みされている住所と異なる場所における本サービス提供の依頼
 - (2) お客さまから提供された情報の内容が不正確または不誠実である場合
 - (3) お客さまに本サービスを提供する際に、当社または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあると当社が判断した場合
 - (4) お客さまが本規約等に違反している場合
- 5. 本サービスにおいて、契約電力の決定方法および契約超過金の算定にあたっては、当社の電気需給約款[高圧・特別高圧](以下「需給約款」といいます。)に準ずるものといたします。
- 6. 当社は、本サービスの利用料を料金の算定期間ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- 7. 本規約に規定のない事項は需給約款によるほか、当社の「運用ガイド」によるものといたします。なお、本規約と「運用ガイド」に記載された事項との間に矛盾抵触がある場合は、本規約が優先するものといたします。

第6条 (免責)

1. 電気の供給に関連してお客さまに損害が生じた場合,当社が負う責任については,本規約に別段の定めがない限り,需給約款または需給契約に準ずるものといたします。

Rakuten Energy

2. 当社は、故意または重過失により本契約に違反した場合、お客さまに対してその損害を 賠償いたします。ただし、損害賠償の範囲はお客さまが直接の結果として現実に被った通 常生ずべき損害に限定され、間接損害、逸失利益、派生的および特別損害(当該損害の発生 について予見可能性の有無を問いません。)については、何らその責任を負わないものとい たします。また、その損害賠償の金額は、お客さまが当社に直近に支払った利用料の 6 月 分(6 月に満たない場合にはその分といたします。)の金額を上限といたします。

第7条 (ピークオーバー保証サービス)

当社は、本サービスにもとづき、お客さまに対し、ピークオーバー保証サービスを提供いたします。お客さまが保証を受けることができる条件その他当該サービスに係る条件の詳細は、別途、当社が定めるところによります。

第8条 (マイページ利用サービス)

- 1. 当社は、本サービスにもとづき、お客さまに対し、マイページ利用サービスを提供いた します。お客さまが利用できるマイページ利用サービスの内容の詳細および使用条件は、 別途当社が定めるところによります。
- 2. お客さまは、マイページ利用サービスの利用にあたり、メールアドレスその他別途当社が定める事項を当社に届け出るものとし、当社は、当該届出事項にもとづき、お客さまに対し、ID およびパスワードを発行いたします。なお、お客さまは、自己の責任において ID およびパスワードを適切に管理および保管するものとし、これを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものといたします。また、ID およびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任はお客さまが負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
- 3. 前項にもとづき発行される ID は、楽天会員 ID を利用いたします。ただし、この ID は本サービスを利用するためにシステム上便宜的に楽天会員用の ID を利用するものであり、楽天会員としてのサービス提供を受けることを目的として利用するものではありません。したがって、お客さまは楽天会員として当社、当社のグループ会社およびその他の会社が運営する楽天会員向けの各種サービスを利用することはできません。また、当社とお客さまとの間には、楽天会員規約その他の楽天会員向けの各種規約は適用されないものといたします。

第9条 (送客および集客支援サービス)

当社はお客さまに対し、「楽天市場」を含む当社および当社の関係会社の運営する全事業を対象としてそれらの顧客を適宜送客するとともに、当社のクーポンの発行、当社のキャンペーンサービス、カーボンオフセットキャンペーンサービスを含む集客支援サービスを行います。

第10条 (当社各種サービスの集金代行サービス)

- 1. 当社はお客さまに対して、楽天モバイル株式会社が提供する通信サービスの法人向けプランにつき、集金を代行するサービスを提供いたします。
- 2. 当社はお客さまに対して、当社と協業する各社の提供するファシリティマネジメントサービス (ボイラ, LED, BEMS 等の建築設備または電気設備等に係る導入支援等のサービスをいいます。) につき、集金を代行するサービスを提供いたします。



第11条 (CO₂ クレジットサービス)

当社は、本サービスにもとづき、お客さまに対して、 当社が創出、または調達した J-ク レジット制度にもとづく CO_2 クレジットを、お客さまの事業所向けに償却するサービスを提供いたします。当該サービスの提供条件の詳細は、別途当社が定めるところによります。

第12条 (業務の再委託)

当社は本サービスにかかる業務の全部またはその一部を、第三者に再委託することができるものといたします。

第13条 (秘密保持義務)

本契約の当事者は、本契約に関して、相手方当事者から受領する一切の情報を秘密情報(有形もしくは無形を問いません。また、以下「秘密情報」といいます。)として厳にその機密を保持し、相手方当事者の事前の書面による同意なく、第三者(ただし、当社の個人情報保護方針上の楽天グループ会社ならびに楽天カード株式会社、楽天ペイメント株式会社、楽天銀行株式会社、楽天証券株式会社、楽天インシュアランスプランニング株式会社、楽天インサイト株式会社、楽天モバイル株式会社、ターゲット株式会社、株式会社楽天球団、楽天トラベルサービス株式会社、競馬モール株式会社、楽天チケット株式会社、楽天 Edy 株式会社、リンクシェア・ジャパン株式会社、楽天データマーケティング株式会社、楽天ヴィッセル神戸株式会社、楽天カー株式会社および楽天生命保険株式会社を除きます。)に対し、かかる秘密情報を開示または漏洩しないものといたします。ただし、次のいずれかに該当する情報については、秘密情報に該当しないものといたします。

- (1) すでに公知となっていた情報
- (2) 相手方当事者から提供または開示された後,自己の責めによらないで公知となった情報
- (3) 相手方当事者から提供または開示された時点で、自己においてすでに相手方当事者に対して秘密保持義務を負うことなく、適法に保有していた情報
- (4) 法律または契約に違反することなく、または秘密保持義務を負うことなく第三者から 提供もしくは開示された情報
- (5) 法律,政令,規則,条例上の要請もしくは官公署の命令等により開示を要請された情報

第14条 (個人情報の取扱い)

当社は、お客さまによる本サービスの利用に関して取得する個人情報を、当社の個人情報 保護方針にしたがい、適切に取扱います。

第15条 (本サービス利用期間)

本サービスの利用期間は、本契約に定める期間といたします。なお、本契約にて別段の合意がない限り、期間満了の3月前までにお客さままたは当社から相手方に更新拒絶の意思表示がない場合、本サービスの利用期間は更に1年間延長され、以後同様といたします。

第16条 (本契約の終了)

需給契約もしくは取次契約が終了した場合、本契約は終了いたします。

Rakuten Energy

第17条 (当社による本契約の解除)

- 1. お客さまが次のいずれかに該当した場合,当社は、即時に、本サービスの一時停止、中止または本契約を解除することができるものといたします。
 - (1) 本サービスの利用料の支払遅延その他需給契約もしくは取次契約に違反した場合
 - (2) 当社またはその他の第三者に著しい迷惑や損害を与えた場合
 - (3) 本サービスの利用料を期日までに支払わなかった場合,その他お客さまが本規約等に 違反した場合
 - (4) 当社が本サービスを提供することが困難であると判断した場合
 - (5) お客さまが本サービスの提供にあたり、告知すべき事項について、知っている事実を告げなかったとき、または不実のことを告げた場合
 - (6) お客さまが過去または現在において、当社または当社のグループ会社が提供するサービスを利用するにあたり当該サービスに係る規約、ガイドライン等に反する行為その他不正な行為を行っていた場合
- 2. 当社は、前項の規定にかかわらず、お客さまに2月前に通知することにより、本契約を 解約することができるものといたします。
- 3. 前二条または前二項にもとづき本契約が終了した場合でも、当社は、本契約終了により お客さまに生じた損害について責任を負わないものといたします。

第18条 (反社会的勢力の排除に関する特例)

- 1. お客さまおよび当社は、その相手方に対し、自己ならびに自己の役員および従業員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、これらを総称して「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己,自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど,不当に暴力団員等を利用していると求められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると 認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき 関係を有すること
- 2. お客さままたは当社は、その相手方に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わせないことを確約いたします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3. お客さままたは当社は、その相手方が前各項の確約に反し、または反していると合理的に疑われる場合、催告その他何等の手続を要することなく、本契約を将来に向けて解約す



ることができるものといたします。なお、当社は、かかる合理的な疑いの内容および根拠 に関して何等説明し、または開示する義務を負わないものとし、本契約の解約に起因し、 または関連してお客さまに損害が生じた場合であっても、何ら責任を負わないものといた します。

第19条 (お客さまによる本契約の中途解約)

- 1. お客さまは、当社に3月前に通知することにより、本契約を解約することができるものといたします。
- 2. 前項の場合、お客さまは当社に次の金額を支払うものといたします。
 - (1) 取次契約にしたがい、当社以外の小売電気事業者または一般送配電事業者から当社に 精算金等その他費用を請求された場合はその金額
 - (2) 本契約に係る違約金として、解約月における契約電力を基準とし、解約日が属する月の翌月から契約期間満了月までの当社との基本料金の 1.2 倍に相当する金額(ただし、最大で 12 月分といたします)。ただし、当社から低圧(標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトの電圧をいいます。)で電気の供給を受けるお客さまについては、4,000 円(消費税等相当額を含みます。)といたします。
 - (3) 違約金の単位は1円とし、その端数は切り捨て、最終ご利用月の請求金額とあわせて お支払いいただきます。

第20条 (譲渡禁止)

お客さまは、事前の当社の書面による承諾を得ることなく、本契約にもとづく権利、義務 その他契約上の地位を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものといたします。

第21条 (合意管轄)

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第22条 (実施期日)

本規約は、2025年2月1日より実施いたします。

以上

楽 天 モ バ イ ル 株 式 会 社 (小売電気事業者登録番号: A0388)